

社会保険料控除を受ける方へ

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与や年金などから差し引かれたりした保険料がある場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。これを社会保険料控除といいます。

健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料などが社会保険料控除の対象となります。

●社会保険料控除に関するQ & A

Q1

生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は私の控除の対象になりますか。

A1

あなたの控除の対象にはなりません。社会保険料が生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている場合、その社会保険料を支払ったのは生計を一にする配偶者その他の親族になります。したがって、あなたが支払った社会保険料ではありませんから、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

Q2

生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料を私が口座振替により支払いました。その保険料について、私が社会保険料控除の適用を受けることができますか。

A2

口座振替によりその保険料を支払った方に社会保険料控除が適用されます。この場合はあなたが口座振替により支払っているため、あなたが社会保険料控除の適用を受けることができます。

納付金額明細書に関する問い合わせ
能代市 税務課 収納対策室
電話 0185-89-2128

社会保険料控除に関する問い合わせ
能代市 税務課 市民国保税係
電話 0185-89-2126